

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合
中央執行委員長 佐々木 宏充

「2024年度 夏季手当」並びに 「2023年度 年度末手当」の支給を求める申し入れ

会社より「新賃金・夏季手当については、前年度下期の業績を踏まえて議論してきたことから年度末に同時に検討する」という提案を受け、申 17 号を提出し労使議論を行ってきました。

団体交渉では、会社の考え方を理解しつつ、賃金引上げと期末手当の性質が異なるものであるという基本的な考えをもとに、組合が必要な時期に要求書を提出していくことの共通認識を一致させ終了しています。しかし、その後も繰り返し会社の考え方が述べられ、今提案どおりに実施しなければならないかのような対応を迫られてきました。

会社提案の趣旨に対しては、一貫して考え方を変えてはならず、過去の経緯からも一定の理解を示しつつも、労働組合が行う要求の時期・態様に対して使用者が強要することなどあってはならず、その時々的情勢を見極めたくて組合が必要に応じて判断していくことを申し上げています。期末手当においては、労働条件に関する協約(令和 3 年 10 月 1 日締結)に定める「基準額及び支給日は交渉し決定する」ことに則り行うことに変わりありません。他の労働組合においては、既に会社の考え方に即応していることから、新賃金と夏季手当の同時検討・回答という会社主導の議論形成がつけられていることに強い懸念を抱いています。改めて、私たちは、組合員の利益を第一に判断を行っていくものであり、会社による労働組合が行う諸活動への支配介入を容認することは一切ないことを明確にするものです。

3 月 1 日に行われた申 24 号第 1 回交渉において、改めて会社より、新賃金と夏季手当の同時検討についての要請がありました。交渉では、従前の会社の考え方が示されましたが、改めて新賃金については、第 3 四半期決算が営業利益は大きく改善が図れていること、そして深澤社長の新年マスコミインタビューに対する発言に踏まえ、その実現に向けて現状をみて適切に判断していく。また、期末手当については過去の水準と比較すればコロナ禍では低水準であったのは事実だが、安心して働ける環境をつくる、すなわち働きがいをつくりだしていくのかという視点を持って臨む。そして、回答水準を低く抑えようという考えは毛頭ない。という新賃金と夏季手当の同時検討を行うための必要性を共通基盤として一致させ、夏季手当要求の判断に至りました。

日本経済団体連合会(経団連)は、2024年度の労使交渉にあたり「昨年以上の熱量と決意をもって物価上昇に負けない賃金引上げを目指すことが社会的責務である」また「日本経済の最大の課題であるデフレからの脱却に向けて『構造的な賃金引上げ』と『分厚い中間層』形成

の実現に貢献し『成長と分配の好循環』の歯車を加速させることが極めて重要」そして「物価動向を重視し、ベースアップを念頭に置きながら、自社に適した方法でできる限りの賃金引上げを要請する」と経営労働政策特別委員会報告(経労委報告)にて明記されました。

自動車、金融・保険、飲食サービス関連産業をはじめ多くの企業において、2024年度の賃上げは、労働組合要求に対して満額またはそれ以上の水準で実施する回答が相次いで報道されています。それは、新賃金と期末手当を同時期に議論されている企業では、期末手当要求に対しても同様の傾向が見受けられます。深澤社長も新年のマスコミインタビューに対して「昨年度は3.8%の賃上げを行いました。昨年並み、あるいはそれ以上どこまで出せるかというのはこれから検討していきたいと思います」と発言されていることから有言実行し、組合員・社員の期待に応じて頂くことを要請します。

労働者を大切にされた企業倫理、労働の価値の低下を招くことのない「働きがい」と「生きがい」を醸成させていくことが、系統を超えた安全意識をつくり利用者や地域の方々の期待と信頼に応えることになりJR東日本グループの企業価値の創造に寄与するものであると言えます。鉄道を起点とした安全で安心した輸送サービスを持続・発展させていくために満額回答を強く要求します。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 「2024年度 夏季手当」について下記のとおり実施すること。
 - (1) 「真の笑顔と活気あふれる職場」を取り戻すために、基準内賃金（エルダー社員は基本賃金）の3.5ヶ月分を支給すること。
 - (2) 支払い指定日は、2024年6月28日までとすること。
2. 「2023年度 年度末手当」について下記のとおり実施すること。
 - (1) 2024年3月期期末決算における好業績に踏まえ、“こころと生活の豊かさ”を保障するために、全社員(エルダー組合員含む)に一律30万円を支給すること。
 - (2) 支払い指定日は、2024年4月30日までとすること。
3. JR東日本グループの成長を実現するべく「人」への投資をより積極的に行うとともに、安全投資においては「選択と集中」を実行し、現場力の向上を図ること。
4. この要求に対する回答については、団体交渉による協議の進捗を踏まえ決定すること。

以 上